

## 【議案 5】

# 2010 年度事業計画

<2010 年 4 月 1 日～2011 年 3 月 31 日>

## I. 2010 年度の活動方針

ESD-J では、2009 年度の会員アンケートをもとにした議論を経て、ESD-J の考える 2014 年の目標を整理し、今年度事業の方針を下記の通りとした。

### 2014 年の達成目標

持続可能な社会・地域づくりを進めるための「人づくり」を支える仕組みを完成させる。

「人づくり」支える仕組みとしては、以下の 5 点が重要である。

- ・学校教育で ESD 的な学びが展開されるための仕組み（支援体制、教員養成・教員研修）ができて  
いる
- ・地域レベルで ESD 推進体制や、コーディネーターの活躍できる環境が整っている
- ・地域レベルで、ESD 的な活動の交流・学びあいの場がある
- ・上記を推進するための、全国レベルでの多様な主体の協働による ESD 推進体制ができて  
いる
- ・ESD 実践を支援するツール、ノウハウ、カリキュラム、リソースが多様な組織から提供されて  
いる

### 政策づくりにつなげるアプローチ

ESD-J は上記の目標達成に向けて、各地で先進的に取り組まれている ESD 的实践から、効果的な施策や仕組みを導き出し、提言し、実現していくアプローチが有効であると考えている。しかしながらこれまでは、モデルづくりや好事例の収集と発信が中心となり、より幅広い実践やデータをもとにした研究や政策づくりには十分な力を割いて来れなかった。したがって今年度以降は、地域の実践者との連携を強化し、モデルづくり等の事業を通してノウハウを蓄積し、ネットワークを拡大するだけでなく、大学や研究者との連携を強化し、ESD を推進する仕組みづくりやノウハウ等に関する調査研究に力を入れ、政策提案につなげていく。

### 2010 年度の重点ターゲット

2014 年の目標と、現在 ESD-J が取り組んでいる事業を踏まえ、2010 年度は以下の 3 点を重点ターゲットとして取り組みつつ、国際的な貢献への道筋も模索していくこととする。

- ① ESD に取り組む組織や人、ESD を推進する組織につながるインフラの構築
- ② ESD 推進を担うコーディネーターの育成と社会化
- ③ 学校教育における ESD を推進する仕組みづくり

また、これらの取組が地域の実践者にとって有効なものになっていくためには、地域の会員や実践者との意見交換や連携が不可欠であることから、地域担当理事を窓口にも、地域の方々とのネットワークを強化していきたい。

### 組織の基盤強化に向けて

地域の実践者とのネットワーク強化や研究者との連携による政策レベルの研究などに力を入れていくためには、会費や寄付金などによる自己財源比率をもっと高めることが必要になってくる。ESD-J のこれまでの取組と成果、また 2014 年の目標や、その達成に向けた取組をわかりやすく紹介するリーフレットの作成や、地域でのネットワークミーティングを通して、会員および賛助会員の増加につなげていきたい。

## II 2010年度(第三期2年目)事業計画

### 1. 地域ネットワークの形成および交流支援事業

---

【ミッション】 地域(市・町・村・県・ブロック)でESD推進の仕組みづくりのサポートをする

【2010年度の重点項目】

- ・生物多様性をキーワードとした地域づくりにおけるESD的なアプローチの大切さとそのノウハウなどを取りまとめ、地域の人材育成に資する蓄積を行う。
- ・ユネスコ・パートナーシップ事業を通して、NPOと教育委員会の連携による、学校におけるESD推進の施策のあり方を探る。
- ・ESDの実践者同士の交流を促し、ESDの地域の推進拠点づくりにつなげるべく、できる限り多くの地域ブロックにおいて、地域ネットワークミーティングを企画する。

【事業内容】

- 1) 「ESD×生物多様性」プロジェクト  
国内外の生物多様性を大切に持続可能な地域づくりの実践を人づくり(=ESD)の側面から分析し、ESDを地域で広げ、深め、つなげるための効果的なアプローチ方法やノウハウをとりまとめ、CBD/COP10に向けた提言を行うとともに、国内の人づくり推進のためのESDハンドブックの発行を行う。
- 2) 教育委員会とNPOの連携による、学校におけるESD推進モデルづくり  
ユネスコパートナーシップ事業として、東京都および多摩市の教育委員会と連携し、学校へのESD普及のための研究会や研修を実施し、学校と地域が連携したESD実践の課題やノウハウなどを抽出する。
- 3) ESD全国ミーティングの開催  
ESD-JのESDの10年後半に向けた展望の中の主なテーマについて、①ESD-Jの2009年度の成果の共有、②関係機関や他の実践者の情報をインプットをふまえ、会員をはじめとする参加者全員で、当面すべきこと、できることを自由に話し合う場をつくる。(6/12)
- 4) 地域ネットワークミーティングの開催  
地域における会員同士の交流促進や新しい関心層の開拓を行い、ESDの地域の推進拠点づくりにつなげていくことを視野に入れ、できる限り多くの地域ブロックにおいてESD地域ネットワークミーティングを開催する。開催にあたっては、地域担当理事が率先して動き、地域のニーズや状況に沿った内容のものを、地域の会員等の協力を得て行うよう努める。

### 2. 政策提言および調査研究事業

---

【ミッション】 政府、地方自治体、国際機関等を通じて、ESDを推進する仕組みを作る

【2010年度の重点項目】

- ・持続可能な社会の共通原則や2014年の具体的な目標、中期戦略を明確化し、重点分野における具体的な政策をつくるため、大学や研究機関との連携による調査研究に着手する。
- ・政府・他セクターとの連携の基盤として、「+ESDプロジェクト」や「SR円卓会議」の枠組みを活用する方向で働きかける。

【事業内容】

- 1) 「2014年に向けた活動方針」の策定

2009年の理事会での議論をふまえ、ESDの10年後半におけるESD-Jの役割を明らかにし、また2014年までに重点的に取り組むべきテーマの絞り込みを行う。検討には、総会や全国ミーティングなどの場も活かす。

2) 重点分野における調査・研究

1) で絞り込んだ重点分野において、具体的な政策をつくるための調査研究を行う。ESD-Jのネットワークや他の事業の成果を生かした研究を心がける。

3) CBD/COP10に向けた提言もしくはアピールの策定、公表（→1. 地域事業に掲載）

4) 参院選に向け、ESD認知度向上のためのアクション実施

参議院議員選挙を機に、国会議員や政党へのESDの認知度向上を目指したアクションを行う。

5) 政府のESD推進体制の強化

政府に対し、円卓会議の再開およびESD実施計画の見直しを働きかけるとともに、関係省庁や各機関が参画しやすいプラットフォームとして、「+ESDプロジェクト」（環境省事業）を活用していくよう提案していく。

6) 社会的責任（SR）円卓会議への参画

政府と多様なセクターの協働で現在進められている「新しい公共」を担う協働の仕組みである「社会的責任円卓会議」に参加し、ESDへの理解と共感を広げ、協働戦略にESDを位置づけることを目指す。

### 3. 研修および普及啓発事業

---

【ミッション】 ESDの理解推進、地域での活動をひろげ、つなぐための研修および啓発事業を行う

【2010年度の重点項目】

- ・ESDコーディネーターの役割や技能、育成方法について調査研修を進め、提言に取りまとめる
- ・多様な主体が参画しESDを推進する仕組みとして、「+ESDプロジェクト」を立ち上げ、多様な実践事例が登録されるウェブサイトの本格稼働、有益な地域での学びあいの場づくり等に取り組む。

【事業内容】

- 1) ESD推進のための協働プロジェクト「+ESDプロジェクト」の実施  
ESDの実践活動を推進するため、多様なESD活動を可視化し、地域で交流・学びあいのできる仕組みを、官民の協働でスタートさせる。（環境省請負事業）
- 2) ESDコーディネーター育成のモデル研修プラン、並びにガイドラインの作成  
ESDを地域で推進するコーディネーターの資質、育成方法などについて調査・研究・検討を深め、「ESDコーディネーター育成に関する指針」を作成する。（環境省請負事業）
- 3) 企業におけるESD（＝CSR教育）の調査、支援  
企業におけるESD的な人材育成のあり方の検討や、実施の支援を通じて、企業に勤める大人たちの意識改革を促す先進事例づくりに取り組む。
- 4) ESDの実践者を知り、語る「ESDカフェ」の開催  
実践からESDを学ぶ場を定期的に提供すると共に、会員の参加／交流の機会をつくる。
- 5) 出前講座・研修・ワークショップの開催  
ESDに関連する各種講演や研修等の依頼に応じて、ネットワークから適切な講師を派遣する。

#### 4. 情報収集・提供および出版事業

---

【ミッション】 ESD および ESD-J に関する情報の収集・発信を通じて、会員内外へ ESD および ESD-J の理解を促進し、ESD 活動の活性化を図る

【2010 年度の重点項目】

- ・ ESD-J のこれまでの 6 年間の活動と成果を分かりやすい形に取りまとめ、発信する
- ・ 機関誌、ウェブサイト、メールマガジン等のメディアを通じて、国内外の ESD に関する情報を発信すると共に、ESD-J の事業に関する成果も積極的に発信していく
- ・ ツイッターや動画配信など新たなメディアツールの可能性を探る

【事業内容】

1) 活動成果普及リーフレットの発行

ESD-J がこれまで取り組んだ活動とその成果を整理し、会員および関係者への理解を促すと共に、ESD の 10 年の最終年に向けたロードマップ、ESD-J の重点アクションを発信し、広く参加を呼びかける。

2) 機関誌「ESD レポート」の発行

ESD の実践や国内外の動き、ESD の実施に役立つ情報の提供などを通じて、ESD の理解と普及を促進する。特に紙媒体では、ESD の事例調査や会員の活動、視点紹介などじっくり読む情報発信を重視する。

3) 各種メディア（ウェブ、メールマガジン等）を通じた情報発信

誌面媒体以外にも、様々なメディアを通じて ESD の理解と普及を促進する。特に電子メディアならではの活動プロセスやイベント案内、会員間のコミュニケーションなどタイムリーな情報発信を重視する。

#### 5. 国際ネットワーク推進事業

---

【ミッション】 ESD に関する情報の国際的な受発信の窓口となり、ESD を推進する国際的な NGO ネットワーク（特にアジア太平洋地域を中心として）の形成と促進を図る

【2010 年度の重点項目】

- ・ 関係機関と連携しつつ、国際的な ESD 情報を国内へ提供する
- ・ 様々な国内情報を提供することにより、国際社会において、日本の ESD の視点・活動のプレゼンスを向上させる
- ・ CBD/COP10 に対して ESD という立場から貢献する。
- ・ ESD を進めるために有効な NPO/NGO の国際協力・国際貢献の仕組みを検討する
- ・ アジアを中心とする ESD の推進と発展のためのネットワークの再構築について検討する

【事業内容】

1) ESD に関する内外の重要情報の収集・提供とそのための体制の強化

自主事業。ユネスコほか ESD を進める国際主要機関が発信する関連情報を国内に提供する。また、情報収集のための会員内外の関係機関、研究者、実践者などとの連携関係を強化する。

2) 持続可能な開発の促進・強化に向けたフォーラムの企画・開催

アジア地域において日本の NGO が持続可能な開発に向けた活動をより活発化していくうえでの課題の整理や情報共有基盤の構築、求められる政府からの支援のあり方について、幅広い NGO、研究者、関係機関・省庁と議論をするためのフォーラムを実施する。（環境省に企画提案中。）

- 3) アジア ESD ネットワーク再構築に向けた検討  
 アメリカのキャタピラ財団による助成事業。2014 年国連 ESD の 10 年最終年にむけ、アジアにおける ESD 推進のための NGO ネットワーク構築に向けた議論を展開する。インドネシアにおいて、アジア 5-6 カ国の NGO とネットワークの有効性・意義についての議論を実施する（8 月予定）。また、インドネシアワークショップの成果を基に、ネットワーク設立・運営に向けた国際協力の必要性や支援のあり方について検討する公開フォーラムを開催する（11 月予定）。
- 4) CBD/COP10 に向けた ESD からの提言とサイドイベントへの参加  
 CBD/COP10 への ESD 分野からの貢献を行う。「ESD×生物多様性」事業やアジア実践事例交流事業（AGEPP）を踏まえて国内およびアジア地域における地域再生や地域づくりの視点を盛り込んだ提言を作成・公表するとともに、サイドイベント等を通してアピールをする。

### Ⅲ. 実施体制

#### 1. 役員等

理事	池田誠、池田満之、大島順子、小金澤孝昭、櫛田敏宏、重政子、杵本育生、鈴木克徳、竹内よし子、三隅佳子、村上千里、森良、山下邦明、吉澤卓
監事	浅見哲、吉岡睦子
顧問	阿部治、池田香代子、岡島成行、廣野良吉、坂本尚、CWニコル、水野憲一、松浦晃一郎 （現在、継続を打診中）

#### 2. 事業実施体制

地域ネットワークの形成/交流支援事業	PT リーダー：森良
地域担当理事：	【北海道】池田誠      【東北】小金澤孝昭 【関東】森良      【北陸】鈴木克徳 【東海】櫛田敏宏      【近畿】杵本育生 【中国】池田満之      【四国】竹内よし子 【九州】三隅佳子、山下邦明 【沖縄】大島順子
政策提言および調査研究事業	PT リーダー：池田満之
研修及び普及啓発事業	PT リーダー：大島順子
情報収集・提供および出版事業	PT リーダー：吉澤卓
国際ネットワーク推進事業	PT リーダー：鈴木克徳

#### 3. 組織運営・基盤強化体制

組織運営・・・重政子、鈴木克徳、村上千里

#### 4. 事務局

事務局長、理事	・・・村上千里
事務局次長	・・・佐々木雅一
スタッフ（常勤）	・・・野口扶弥子、鈴木祐司、齋藤浩司
（非常勤）	・・・相良洋子

## 【議案 7】

## 役員選出規程の改訂

選挙管理委員会の提案を受け、5月8日の理事会において、4条及び14条の下線部の修正を提案する。

### 第一章 総則

第1条 定款第14条に定める役員選出のため、定款第14条により本規程を定める。本会の役員を選出は、以下の各条の定めにしたがって行わなければならない。

第2条 役員選出に関する選挙の管理事務は、選挙管理委員会がこれを行なう。

### 第二章 有権者

第3条 選挙および被選挙有資格者を有権者と呼ぶ。

第4条 有権者は、選挙公示日現在における団体正会員の代表権者及び個人正会員とする。

### 第三章 選挙管理委員会

第5条 選挙管理委員会の定数は、3名とする。

第6条 選挙管理委員会の委員は、有権者の中から理事会が委嘱する。委嘱は、改選の年の4月末日までに行わなければならない。

第7条 選挙管理委員会の委員長は、委員の互選により定める。

第8条 選挙管理委員の任期は、委嘱された日から翌年3月31日までとする。

第9条 選挙管理委員会は、理事会の承認を得て、必要により運営内規を定めることができる。

### 第四章 理事の選出

第10条 理事は、選挙によるもの（理事総数の4分の3）と、選挙により選出された理事の推薦によるもの（理事総数の4分の1）からなる。

第11条 選挙管理委員会は有権者から立候補者を募り、被選挙者名簿を作成する。

第12条 選挙管理委員会は有権者に被選挙者名簿および投票用紙を郵送する。

第13条 投票は無記名で選挙管理委員会へ所定の投票締切日までに郵送する。

① 理事選挙における連記数は、15名以内とする。

② 15名に満たない不完全連記は、有効とする。ただし、15名を超えたものに関しては無効とする。

第14条 ① 当選の決定は、得票順とする。

② 最下位当選において同点者が生じた場合は、選挙管理委員会が行う抽選によって決定する。

第15条 ① 選挙管理委員会は、当選者に対し、選挙結果確定後速やかに、委員長名で当選通知を出さなければならない。

② 選挙管理委員会は、当選者を明記した選挙結果を理事会および改選の年の総会で報告し、その記録を事務局に保管するものとする。

第16条 選挙により選出された理事は、地域性や年齢、専門分野等を考慮して理事総数の4分の1となる人数の理事を推薦し、総会において承認を得るものとする。

第17条 前代表理事は、改選の年の総会后に新理事会を召集しなければならない。

## 第五章 理事選挙の公示

第 18 条 理事選挙の公示は、改選の年に書面において行なう。

## 第六章 改正

第 19 条 本規程の改正は、理事会が起案し、総会で決定する。

## 付則

1. 本規程は、2005 年 6 月 12 日より発効する。
2. 本規程は、2007 年 6 月 17 日に一部改定され、当日より発効する。
3. 本規程は、2010 年 6 月 12 日に一部改定され、当日より発効する。